

## 高槻市電子入札心得

平成16年10月制定  
平成17年 4月 1日改正  
平成25年 4月 1日改正  
平成25年11月20日改正  
平成31年 2月15日改正  
令和 5年 4月 1日改正  
令和 5年11月28日改正

### (目的)

**第1条** この心得は、電子入札システムサービス（以下「システム」という。）を利用して行う地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

**第2条** 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）（水道部発注工事にあっては、高槻市水道事業契約規程（令和3年水道事業管理規程第1号））及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

### (公正な入札の確保)

**第3条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）、同施行規則（平成13年総務省令/法務省令/経済産業省令第2号。以下「電子署名法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(システムの利用等)

**第4条** システムを利用できる者は、高槻市の入札参加資格者名簿に記載された者、又は記載された者から電子入札に関する入札・見積についての権限の委任を受けた者とする。

- 2 前項で規定する者は、電子署名法に基づく電子証明書(以下「ICカード」という。)を取得し、高槻市に使用しようとするICカードを登録(利用者登録)しておかなければならない。

(入札参加資格等)

**第5条** 入札参加者は、告示(一般競争入札の場合は地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による告示をいう。(以下「告示等」という。))において指定した期日までに、入札参加資格に関して高槻市が指定する方法により提出しなければならない。

- 2 高槻市は入札参加資格の有無について、入札参加者が提出した内容に基づき目視及びシステムによる審査を行うこととし、入札参加資格のうち開札後に審査確認を要する項目にあっては開札後期日を定め必要資料の提出を求めこれを行う。
- 3 次の各号の一に該当する者は入札に参加することはできない。
  - (1) 第1項に規定する告示等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
  - (2) 告示等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金)

**第6条** 入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

(入札保証金の免除)

**第7条** 次のいずれかに該当する者は、入札保証金を免除することができる。

- (1) 高槻市を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結した者
- (2) 高槻市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、過去2年の間に2回以上締結し、全て誠実に履行し、契約締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- (3) 入札参加資格者名簿に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(入札書等の提出)

**第8条** 入札に参加しようとする者は、定められた期間内に、システムにより競争入札参加資格申請書(一般競争入札のみ)及び入札書を提出しなければならない。

- 2 入札書の入札金額の記載については、見積もった契約希望金額の110分の100

に相当する金額(税抜き価格)とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)上、108分の100を適用するとされているものについては、「110分の100」を「108分の100」に読み替えるものとする。

- 3 入札参加者は、入札に際して参加資格についての参考書類(一般競争入札のみ)並びに当該入札金額の根拠となる積算内訳書(提出を求めている場合)を提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

**第9条** 入札参加者は、システムにより提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札方式の変更及び入札の取りやめ等)

**第10条** 高槻市が止むを得ない事由により入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札(以下「紙入札」という。)に変更することがある。その際には本心得は適用せず、改めて別に定める心得に基づき入札を行うこととする。

- 2 入札参加者が第2条及び第3条に抵触したときなど、高槻市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により高槻市が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

**第11条** 開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

(入札の無効)

**第12条** 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第5条第3項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで提出しない入札
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わなわな

いで入力した事項を含む入札

- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 談合情報のうち落札予定者が一致し落札予定金額が一致又はほぼ一致する入札
- (10) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (13) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行なった入札
- (14) 第8条第3項に規定する必要書類を提出しない者のした入札
- (15) 提出された積算内訳書（提出を求めている場合）に記載された工事価格と異なる価格でした入札
- (16) 予定価格又は最低制限価格を入札前に公表する入札で、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札
- (17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- (18) その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

（落札者及び落札候補者の決定）

**第13条** 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者（落札者）とし、最低の価格をもって入札した者が2以上あるときは抽選により落札候補者（落札者）とする。なお、落札候補者については、第5条第2項に規定する審査確認を実施して落札者を決定する。なお、審査確認により落札候補者について参加資格がないことが判明した場合は、当該落札候補者の地位を取り消すとともに、取り消された者を除いて同様の方法により落札候補者を決定し審査確認を実施のうえ落札者を決定する。

（入札保証金の還付）

**第14条** 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後において、還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の帰属等）

**第15条** 落札者が、正当な理由がなく、第20条第1項に規定する期限（以下「指定した期限」という。）までに契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属するものとする。

2 第7条の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく、指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

（契約保証金）

**第16条** 契約保証金の額は、契約金額の100分の5に相当する額以上とする。ただし、建設工事における契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する額以

上とする。

(契約保証金の免除)

**第17条** 次のいずれかに該当する者は、契約保証金を免除することができる。

- (1) 高槻市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した者
- (2) 高槻市を被保証人とする工事履行保証契約を保険会社と締結した者
- (3) 高槻市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、過去2年の間に2回以上締結し、全て誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(契約保証金の還付)

**第18条** 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。

(契約保証金の帰属等)

**第19条** 契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は本市に帰属するものとする。

- 2 第17条の規定により契約保証金の納付を免除された者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、契約金額の100分の5に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。
- 3 前項に規定する違約金は、建設工事においては100分の10に相当する額以上とする。

(契約書の提出)

**第20条** 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者が指定した場合は、その指定日までに提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(議会の議決を要する契約)

**第21条** 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに、本契約が成立する旨の文言を付した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

- 2 仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(異議の申し立て)

**第22条** 入札した者は、入札後において設計書、仕様書、図面、現場説明その他について不明又は錯誤等を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることができない。

(その他)

**第23条** 入札に関しては、全て入札担当職員の指示に従うこと。